

# 放光寺浄水場沈殿池清掃業務委託

## 仕 様 書

### I 一般事項

#### (適用)

第1条 本仕様書は放光寺浄水場沈殿池清掃業務委託に適用するものとし、設計書・本仕様書・図面により点検清掃業務を行うものとする。

#### (業務場所)

第2条 本業務の履行場所は久留米市山本町豊田 放光寺浄水場 地内とする。

#### (業務概要)

第3条 本業務の履行概要は次のとおりとする。(詳細はII 業務内容、設計書、図面参照)

(1) 1系沈殿池清掃業務	1式
(2) 2系着水井清掃業務	1式
(3) 2系沈殿池清掃業務	1式

#### (作業工程)

第4条 本業務の対象施設は現在稼働中の施設であり、履行にあたっては監督職員と協議を行い、施設の稼働に影響が出ないように、作業計画を立案し、履行すること。

#### (使用材料)

第6条 本業務で使用する使用材料は、日本工業規格(以下JIS規格という)及び日本水道協会規格(以下JWWA規格という)に規格化されているものはこれに適合するものを使用すると共に、事前に監督職員の承諾を受けること。

#### (安全一般)

第7条 受注者は履行にあたり、安全に留意して現場管理を行い、災害防止に努めなければならない。

#### (事故処理及び報告義務)

第8条 本業務の履行中に事故が発生した時は、応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに監督職員に報告しなければならない。

#### (施設の損傷)

第9条 受注者は履行にあたり、施設に損傷を与えないよう十分注意して行わなければならない。損傷を及ぼした場合は、受注者の負担で原形に復旧すること。

(整理整頓)

第10条 本業務の履行期間中、機械工具、資材等はその都度整理し、現場内は常に整理整頓しておかなければならない。

(後片付け)

第11条 本業務の完了後は、速やかに不要資材や仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

(廃棄物の処理)

第12条 本業務で発生した廃棄物は、関係法令に基づき、受注者の責任において適切に処分しなければならない。

(提出書類)

第13条 受注者は、以下の書類を提出し、その都度、承認・承諾を得なければならない。

- (1) 着手届 (2) 工程表 (3) 施工計画書 (4) 下請に係る書類
- (5) 腸内細菌検査結果 (6) 作業日報 (7) 管理写真 1部 (8) 完了届
- (9) その他監督職員が指示するもの

(暴力団排除に関する事項)

第14条 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不等要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 暴力団等から不等要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

(暴力団排除に係る下請契約に関する事項)

第15条 受注者は、当該業務の下請業務に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
- 2 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

(指示・承認)

第16条 仕様書、設計書、設計図面において、履行上明瞭でない箇所又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議の上決定する。また、本設備の目的、機能、保安及び法規上必要なものはすべて、受注者の負担で整備しなければならない。

(履行期間)

第17条 本業務の履行期間は契約日の翌日より令和4年9月30日までとする。

## II 業務内容

### 1 清掃内容

#### (1) 池内壁面

- ・エンジンポンプによる池内及び池上からの洗浄

#### (2) 池内底部

- ・エンジンポンプ及びスクレイパーによる各池ドレンへの掻き寄せ

#### (3) 傾斜管、傾斜板及びその他池内の機械設備

- ・エンジンポンプによる池内及び池上からの洗浄

#### (4) 真空棟内部及び原水分配管（1系1号沈殿池のみ）

- ・内部の堆積汚泥は高圧洗浄車及び強力吸引車による清掃
- ・原水分配管内部は高圧洗浄車の逆噴ノズルによる洗浄
- ・底部はスクレイパーによるドレンへの掻き寄せ

※吸引汚泥は久留米市太郎原町の太郎原取水場内の天日乾燥施設へ運搬とする。

### 2 清掃範囲

#### (1) 1系沈殿池

##### (ア) 1系1号沈殿池

- ・沈殿池内、真空棟内部及び傾斜管の清掃業務

##### (イ) 1系2号沈殿池

- ・傾斜管の清掃業務

※水抜きは傾斜管下部までとし、傾斜管のみ清掃を行う。

#### (2) 2系着水井

- ・着水井の清掃業務
- ・薬品混和池の清掃業務

#### (3) 2系沈殿池

- ・2系2号沈殿池の清掃業務
- ・2系2号フロック形成池の清掃業務

## 特記事項

- (1) 業務前の池内水抜き、機械設備等の運転停止は発注者が行う。
- (2) 1系沈殿池を覆う遮光ネットは受注者が清掃直前に撤去し、清掃完了後すぐに再設置を行うものとする。
- (3) 清掃に使用する洗浄水及び電力は支給するものとする。
- (4) エンジンポンプに使用する燃料は受注者が準備するものとする。
- (5) 清掃にて生じた汚泥は、各池のドレン管より場内の排水処理施設へ排水し処理するものとする。(強力吸引車による吸引汚泥を除く)
- (6) 清掃に使用するエンジンポンプ、エンジンポンプ用の散水ホース(消防ホース、ノズル)、スクレイパーについては貸与する。ただし事前に現物の確認をし、使用可否を確認すること。
- (7) 酸素欠乏の恐れがある場所での作業については、作業主任者の配置や酸素濃度測定、送風機の設置等必要な措置を講じること。
- (8) 業務中に不良箇所等を発見した場合は監督職員に報告し、その都度、指示に従うこと。
- (9) 業務の箇所が稼働中設備であることを認識して、監督職員と協議の上で設備停止期間が最小となるようスケジュール調整を行うこと。
- (10) 業務の箇所が重要な水道施設であることを認識して、衛生上の必要な処置をとるものとする。また、水道法等に基づいて業務実施前に技術員(作業員)の検便検査を実施し、健康状態について報告すること。  
検査項目は赤痢菌、腸チフス、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌O-157及びサルモネラ菌の5項の検査結果報告書を提出すること。